

賃上げ促進税制

持続的な賃上げを行う事業者に対して適用される「賃上げ促進税制」が強化され、期限も3年延長されます。

今回の改正では、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与し、賃金増加だけでなく、従業員の働き方を見直した企業に対して上乗せ措置が設けられました。

一方で、一定割合の教育訓練費を確保するため、給与総額の0.05%以上の増加要件が追加されました。教育訓練費が少ない場合は中小企業の場合で5%（現行で10%）、中堅企業・大企業の場合で10%（現行20%）以上増加しても上乗せが使えないことになります。

以下、中小企業と中堅・大企業に分けて解説いたします。

①中小企業版賃上げ税制

従来は年度内でしか税額控除を受けることができませんでしたが、今回の税制改正において、5年間の繰越控除が新設されました。

これにより、例えば赤字の年度であっても賃上げ促進税制への対応が必要となります。なお、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除をする年度は雇用者全体の給与総額が前期比で増加することが要件となっています。

項目		現行	改正案(3年延長)
適用時期	法人	R4.4.1～R6.3.31 開始事業年度	R6.4.1～R9.3.31 開始事業年度
	個人事業者	R5～6年度	R7～9年度
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の前期からの増加額	
控除率	基本	雇用者全体の給与総額が前期比1.5%以上増	15%
	上乗せ	①雇用者全体の給与総額が前期比2.5%以上増	+15%
		②教育訓練費が前期比 5% （現行10%）以上増 かつ、雇用者全体の給与総額の0.05%以上	+10%
		③女性活躍・子育て支援【新設】※	—
最大	①～③の要件をすべて満たした場合	40%	45%
控除上限		法人税額×20%	
控除しきれない場合の繰越控除【新設】		—	5年間の繰越控除

※「くるみん以上」または「えるぼし2段階目以上」

＜女性活躍・子育て支援の上乗せ措置の要件＞

(1) くるみん 子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定

	中小企業	中堅企業	大企業
トライくるみん	×	×	×
くるみん	○	×	×
プラチナくるみん	○	○	○

(2) えるぼし 女性活躍の推進企業として厚生労働大臣が認定

	中小企業	中堅企業	大企業
えるぼし(1段階)	×	×	×
えるぼし(2段階)	○	×	×
えるぼし(3段階)	○	○	×
プラチナえるぼし	○	○	○

②中堅企業・大企業版賃上げ税制

賃上げ促進税制は、中小企業版と大企業版の2区分でしたが、今回の改正で「中堅企業」の区分が追加されました。中堅企業とは、資本金が1億円超で従業員数が2,000人以下の法人を指します。

中小企業や個人事業者の場合と違って、給与の増加は「継続雇用者（当期・前期の全期間の各月分の給与支給があるもの）」の給与総額の増加率で判定しますが、控除率を乗ずる対象は「雇用者全体」の給与総額の増加額となりますので、注意が必要です。

項目		現行	改正案(3年延長)	
			中堅企業【新設】	大企業
適用時期		R4.4.1～R6.3.31 開始事業年度	R6.4.1～R9.3.31開始事業年度	
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の前期からの増加額		
控除率	基本	継続雇用者全体の給与総額:前期比3%以上増	15%	10%
	上乗せ	①継続雇用者全体の給与総額が前期比 4%以上増 5%以上増 7%以上増	+10%	+5%
				+10%
				+15%
	②教育訓練費が前期比 10% （現行20%）以上増 かつ、雇用者全体の給与総額×0.05%以上	+5%		
③女性活躍・子育て支援【新設】※	—	+5%		
最大	①～③の要件をすべて満たした場合	30%	35%	
控除上限		法人税額×20%		

※中堅企業:「プラチナくるみん」または「えるぼし3段階目以上」

※大企業:「プラチナくるみん」または「プラチナえるぼし」

＜マルチステークホルダー方針公表対象の見直し＞

一定規模以上の法人については、多様なステークホルダー（利害関係者）に配慮した経営への取組を行うことが社会的責任として求められるとの認識のもと、そうした取組を行っている法人に限り賃上げ促進税制の適用を行うこととされています。

具体的には、一定の「マルチステークホルダー方針」を自社のホームページに公表するとともに、公表した旨を経済産業大臣に届け出ることが必要です。このマルチステークホルダー方針公表しなければならない企業の範囲の見直しが、下記のとおり行われました。

資本金	常時使用従業員数	現行	改正案
10億円以上	1,000人以上	対象	
	1,000人未満	—	
10億円未満	2,000人超	—	対象
	2,000人以下		